

有 限 会 社 協 栄 会
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用契約書 兼 重要事項説明書

ご利用契約者（以下、「お客様」といいます）と有限会社 協栄会（以下、「事業者」といいます）は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業利用について、次のとおり契約いたします。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの目的)

第1条 事業者は、介護保険法関係法令の定めるところにより、お客様に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所桃源（以下「事業所」といいます。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、尊厳を保持し、お客様が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

(契約期間と更新)

第2条 この利用契約の契約期間は、契約日からお客様の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

2 契約満了日の1ヶ月前までにお客様から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第3条 事業所は、お客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を速やかに作成します。

2 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画作成後においても、同計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更をします。

3 お客様は事業者に対し、いつでも（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要のないとき及びお客様の不利益となる場合を除き、お客様の希望に沿うように同計画の変更を行います。

4 事業所は、（介護予防）認知症対応共同生活介護計画を作成し、また、同計画を変更した場合には、お客様及びお客様の家族に対し、その計画の内容を説明します。

(介護サービスの内容及びその提供)

第4条 事業所は、前条により作成される（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供し、サービスの提供にあたっては、お客様及びその家族に対し同サービスの内容の説明をし、同意を得ます。

2 事業所は、お客様または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他お客様の行動を制限しません。

3 事業所は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努め、そのお客様の利用状況等を把握するようにします。

(介護サービスの記録)

第5条 事業所は、お客様の（介護予防）認知症対応型生活介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管します。

2 事業所は、お客様の（介護予防）認知症対応型生活介護サービス費の請求及び受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

3 お客様又はお客様の家族は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、謄写に際して、事業者はお客様又はお客様の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

(当事業所の概要)

第6条 当事業所は、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条

例」に基づき、青森市長の指定を受けた(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者です。
当事業所の特徴等

(1) 基本理念

- ・家庭的な生活
- ・生活歴の尊重
- ・瞬間（いま）を楽しく
- ・地域とのふれあい

(2) 運営の方針

- ア 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- イ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。
- ウ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- エ 共同生活住居における介護従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- オ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。
- カ 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。
- キ 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- ク 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ケ 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- コ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う、
- サ 前8項のほか、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年青森市条例第10号）及び「青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年青森市条例第11号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所の概要

施設名	桃源
所在地	青森市造道三丁目21番地21号
電話番号	017-765-6175
FAX番号	017-765-6176
介護保険事業所番号	0270102171

(4) 当事業所の職員体制

職 名	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	1		看護師・介護従事者兼務
計画作成担当者	1		介護従事者を兼務
介護従業者	13	3	常勤1名は管理者、常勤1名は計画作成担当者、常勤1名は看護師を兼務
職員の勤務形態	①早番 7:30~16:30 ②日勤 8:30~17:30 ③日勤 9:30~18:30 ④ 9:00~16:00 N夜勤 16:00~9:30		

(5) 当事業所の設備の概要

ア A棟

定員	9人(全室1人部屋)	居室面積	9.92 m ²
居間	9.92 m ²	食堂	26.52 m ²
浴室	ユニット式 4.99 m ²		

イ B棟

定員	9人(全室1人部屋)	居室面積	9.92 m ²
居間	9.92 m ²	食堂	26.52 m ²
浴室	ユニット式 4.99 m ²		

(6) サービスの内容と留意事項

食事	朝食：7:30～、昼食：12:00～、夕食：17:00～
おやつ	10:00、15:00
入浴	週2回以上の入浴または清拭を行います。
生活相談	日常生活に関することなどについて相談できます。
介護	- お客様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 - 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 - 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 - シーツ交換は週1回実施します。
健康管理	- 緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 - 入居者が協力医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。
レクリエーション	お客様の生活を実りあるものとするため、お客様の趣味または嗜好に応じたレクリエーション行事を企画します。
面会	面会時間 午前8時～午後9時 (来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得てください。)
外出・外泊	外出の際は、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 外泊の際は、必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出てください。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙は希望に合わせて検討します。摂取量・管理方法については、お客様、ご家族及び主治医と相談の上で決定します。
所持品の持ち込み	原則として自由ですが、居室のスペースには限りがありますので必要最小限度の物品にさせていただきます。なお、当施設には保管室はございません。
設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

※なお、食事その他の家事等については、お客様は職員と共同して行うようにします。

(7) サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

② サービスの終了

ア お客様のご都合で退居される場合。

退居を希望する日の7日前までにお申し出ください。

イ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

ウ その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が病院または診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後1ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(8) サービス内容に関する苦情

苦情があった場合は、管理者、計画作成担当者等が苦情処理に向けた検討会議を行い、検討会議の結果に基づき、お客様及び家族に対して苦情に対する対応について説明を行います。

また、苦情処理台帳を作成し、苦情処理の結果を記載するとともに、指定居宅介護支援事業者との連携や、以降の再発防止に役立てます。

① 当施設のお客様相談・苦情窓口

担当者 管理者 嶋中 俊和

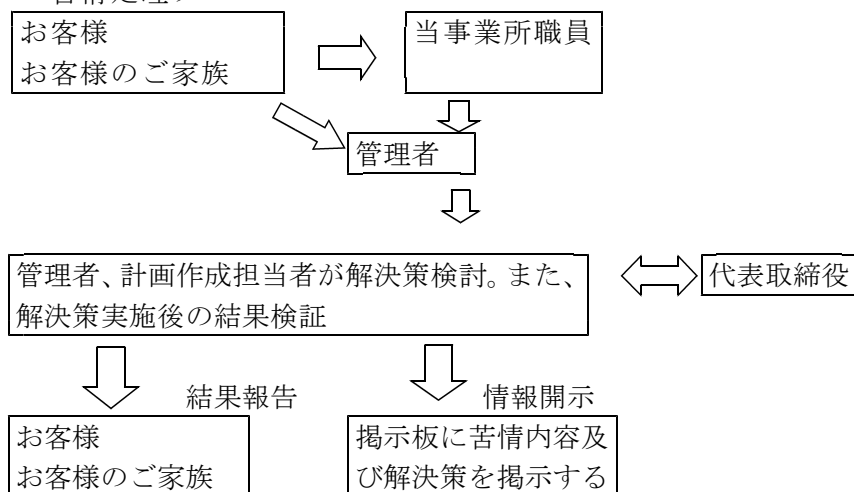
電話 017-765-6175 FAX 017-765-6176

受付日 年中(ただし、12月29日から1月3日を除く)

受付時間 8:00～17:00 (FAXは終日)

② 苦情処理体制

苦情処理フロー



③ その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に

苦情を伝えることができます。

ア 青森市福祉部介護保険課 017-734-5257
イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1301
ウ 青森県運営適正化委員会 017-731-3039

（9）緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医	氏名		電話番号	
	連絡先			
ご家族	氏名		電話番号	
	連絡先			

（10）事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

（11）非常災害対策

- ・災害時の対応 ……別途定める「業務継続計画 自然災害」のとおり対応を行います。
- ・防災設備 ……火災報知設備、非常灯、誘導灯、消火器、スプリンクラー
- ・防災訓練 ……総合訓練を年2回以上実施します。
- ・防火管理者 ……今 菜穂子

（居室の管理）

第7条 お客様が利用する居室は、1人部屋です。

（相談及び援助）

第8条 事業者は、常にお客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、お客様及びお客様に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

（金銭等の管理）

第9条 事業者は、お客様の現金及び預貯金につき原則として管理しません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、金銭等の管理をすることがあります。

- ① 日常生活に必要な金銭の保管管理
- ② お客様が事業者に対し依頼した場合

- ① 前項の場合における、事業者の金銭等の管理に関する手続き方法は事業者が別途定める基準によります。

(利用料の支払い)

第10条 お客様は事業者に対し、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき事業者が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについても表記のとりの利用料を支払います。

(1) 介護保険給付サービス利用料金

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)

	1日当たりの 利用料金	1日当たりの自己 負担額		
		1割	2割	3割
要支援2	7,490円	749円	1,498円	2,247円
要介護度1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護度2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
要介護度3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護度4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護度5	8,450円	845円	1,690円	2,535円

② (介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)

	1日当たりの 利用料金	1日当たりの自己 負担額		
		1割	2割	3割
要支援2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護度1	7,810円	781円	1,562円	2,343円
要介護度2	8,170円	817円	1,634円	2,451円
要介護度3	8,410円	841円	1,682円	2,523円
要介護度4	8,580円	858円	1,716円	2,574円
要介護度5	8,740円	874円	1,748円	2,622円

③ 初期加算 1日300円(自己負担額：1割30円、2割60円、3割90円)

(短期利用生活介護は対象外)

※初期加算は、入居した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

④ 医療連携体制加算 (Ⅰ)イ 1日570円

(自己負担額：1割57円、2割114円、3割171円)

(介護予防は非該当)

※看護師を常勤換算で1名以上配置し、事業所の看護師と24時間連絡可能な体制としているとともに、お客様が重度化し看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、入居の際に入居者お客様又は家族等へ説明し、同意を得るなど、健康管理・医療連携体制を強化している事業所として加算されます。

⑤ 医療連携体制加算Ⅱ 1日50円

(自己負担額：1割5円 2割10円 3割15円)

※医療連携体制加算 (Ⅰ) を算定しており、以下の (1) ～ (11) の医療的ケアが必要な方を受け入れ、協力医療機関との連携下において医療的ケアが行われている際に加算されます。

- (1) 喀痰吸引を実施している状態
- (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態
- (5) 人工腎臓を実施している状態

- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- (7) 人工膀胱又は、人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 気管切開が行われている状態
- (10) 留置カテーテルを使用している状態
- (11) インスリン注射を実施している状態

⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日180円

（自己負担額：1割18円、2割36円、3割54円）

※介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます。

⑦ 退居時相談援助加算 1回4,000円

（自己負担額：1割400円、2割800円、3割1,200円）

（短期利用生活介護は対象外）

※地域の認知症介護の拠点として、グループホームを退居されるお客様が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助した場合に加算されます。なお、退居時の相談援助の内容は以下のとおりです。

ア 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助

イ 退居されるお客様の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助

ウ 家屋の改善に関する相談援助

エ 退居するお客様の介助方法に関する相談援助

⑧ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日2,000円

（自己負担額：1割200円、2割400円、3割600円）

※お客様に認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると医師が判断した場合、入居を開始した日から起算して7日間を限度として、加算されます。

⑨ 若年性認知症利用者受入加算 1日1,200円

（自己負担額：1割120円、2割240円、3割360円（⑥を算定している場合は加算しません。））

※若年性認知症のお客様（65歳未満）に対して、個別に担当者を定め、その者を中心に、お客様の特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。

⑩ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日30円（自己負担額：1割3円、2割6円、3割9円）

（短期利用生活介護は対象外）

※当事業所のお客様のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）があることから介護を必要とするお客様の占める割合が二分の一以上である場合で、認知症日常生活自立度がⅢ以上のお客様に加算されます。

⑪ 看取り介護加算（短期利用生活介護は対象外）

医師が回復の見込みがないと診断したお客様の介護に係わる計画が作成され、医師・看護士・介護職員などが共同して、お客様や家族に説明を行い、同意を得て介護が行われているとき加算されます。また、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定するため、死亡前に自宅に戻ったり、入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも、看取り介護加算に係わる一部負担の請求を行う場合があります。

※短期利用生活介護の場合は加算されません。

ア 死亡日以前31日以上45日以下 1日 720円

（自己負担額：1割72円 2割114円 3割216円）

イ 死亡日以前4日から30日以下 1日 1,440円

（自己負担額：1割144円、2割288円、3割432円）

ウ 死亡日前日及び前々日 1日 6,800円

(自己負担額：1割680円、2割1,360円、3割2,040円)

エ 死亡日 1日12,800円

(自己負担額：1割1,280円、2割2,560円、3割3,840円)

⑫ 協力医療機関連携加算

協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、お客様の現病歴等について定期的に会議を開催し、情報共有された際に加算されます。

1月1000円 (自己負担額1割1000円 2割2000円 3割3000円)

⑬ 退居時情報提供加算

お客様が医療機関へ退居した際に、生活支援上の留意点等の必要な情報提供を行った際に加算されます。

1回2500円 (自己負担額1割250円 2割500円 3割750円)

⑭ 介護職員等処遇改善加算 (I)：①～⑫までの利用料金を合計した額の18.6%に相当する額

※介護職員の賃金などの処遇改善を図り、介護職員の人材確保をさらに推進し進めることを目的として加算されます。

(2) その他の費用

① 食材料費 1日につき 1,200円
(300円/朝 450円/昼 450円/夕)

② 光熱水費 1日につき 600円

③ 家賃 1日につき 1,000円

④ 寝具類の貸与及び洗濯一式 1日につき 100円

⑤ 家電製品持込料

ア 冷蔵庫 1日につき 50円

イ テレビ 1日につき 50円

ウ オーディオ機器 1日につき 50円

エ 加湿器 1日につき 50円

オ 空気清浄機 1日につき 50円

カ 在宅酸素療法機器 1日につき 100円

⑥ その他

ア 日常生活品の購入代行サービス

購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

イ 複写物の交付

お客様はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

2 事業者は、お客様が事業者を支払うべき(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、お客様が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、お客様に代わって、市町村より支払いを受けます。(以下「法定代理受領サービス」という)

3 事業者は、お客様に対し、毎月10日までに、当月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、お客様が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。

4 お客様は事業者に対し、当月の利用料等を事業者の指定する方法により支払います。

5 事業者は、お客様から利用料等の支払いを受けたときは、お客様に対し、領収証を発行します。

領収証には、事業者が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービ

スを提供した場合において、お客様から利用料の支払いを受けたときは、お客様に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(退居時の援助及び費用負担)

第12条 契約の解除あるいは終了によりお客様が当事業所を退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、お客様またはその家族に対して、円滑な対処のために必要な援助を行います。なお、お客様の退居までにお客様の生活に要した費用等の実費は、お客様の負担とします。

(精算)

第13条 事業者が、(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関し、お客様から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合、サービスの未給付分等必要な金額を速やかに返還します。

(損害賠償)

第14条 事業者は、お客様に対する介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、お客様の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにお客様に対して損害を賠償します。但し、お客様に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

2 事業者は、万が一の事故に備えて日本認知症グループホーム協会総合補償制度に加入しています。

3 お客様の故意、重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用はお客様が負担します。

(身元引受人)

第15条 事業者はお客様に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、この契約に基づくお客様の事業に対する一切の債務につき、お客様と連帯して履行する責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) お客様が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう事業者と協力すること

(2) 契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き、事業者と連携してお客様の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な措置をなすこと

(3) お客様が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置をなすこと

(秘密保持)

第16条 事業者、従業者及び従業者であった者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

2 事業所の従業員及び従業者であった者に、業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後に置いてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とします。

3 事業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内でお客様及びそのご家族の個人情報を用いることがあります。

(虐待防止)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします)

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります

(2) 虐待防止のための指針の整備を行います

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します

2 事業者は、サービス提供に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします

(協力医療機関)

第18条 事業者は利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めます。

3 事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人保険施設、病院等との連携及び支援の体制を整えます。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 医療法人 芙蓉会 村上病院 | 017-729-8888 |
| ② おさないクリニック | 017-737-0202 |
| ③ 堀内歯科医院 | 017-734-1707 |
| ④ 介護老人保健施設 いちい荘 | 017-726-3855 |

(合意管轄)

第19条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、お客様の住所地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、お客様及び事業者は予め合意します。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、お客様、事業者及びお客様の身元引受人が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、お客様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 青森市造道三丁目 2 1 - 2 1
名 称 桃 源

説 明 者 氏 名 印

上記の契約と重要事項説明書を証するため、本書 2 通を作成し、お客様、事業者が記名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

私は、本書面により、事業者から (介護予防) 認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

お客様
〈住 所〉

〈氏 名〉 印

(身元引受人)
〈住 所〉

〈氏 名〉 印

〈続 柄〉

事 業 者

〈事業者名〉 有限会社 協栄会

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 「桃源」
(青森県 0 2 7 0 1 0 2 1 7 1 号)

〈住 所〉 青森県青森市造道三丁目 2 1 番 2 1 号

〈代表者名〉 代表取締役 嶋 中 俊 英 印